別紙「特定個人情報保護評価書点検」結果表

1 概要

評価実施機関	全国社会保険労務士会連合会
担当部署	
対象評価書種別	全項目評価
対象事務	社会保険労務士事務
	評価書番号1(事務取扱担当者1人/特定個人情報ファイルを事
	務所内で保管)
	社会保険労務士事務所 (パターン A 事務所) が委託契約に基づ
	き、労働社会保険諸法令関係書類に、個人番号を記載して公共
	職業安定所、日本年金機構及び健康保険組合等に提出する事務
	に関する評価書
授受資料	●評価書
	1 社会保険労務士事務所・特定個人情報保護モデル評価書 A
	2 社会保険労務士事務所・特定個人情報保護評価 モデル評価
	書パターン説明書
	●ハンドブック (社労士版ガイドライン) 令和2年版
	1ハンドブック~概要~
	2 ハンドブック (「本編」)
	●規程等(雛形)
	1 特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針
	2 (修正) 特定個人情報取扱規程 (小規模事務所用)
	4 業務委託契約書
	5 特定個人情報等の取扱いに関する覚書
	6 就業規則
	●様式等 (雛形)
	1 特定個人情報ファイル管理台帳
	2 (修正) 特定個人情報保護のための体制図
	3情報セキュリティ教育計画書
	4情報セキュリティ教育実績一覧(実施報告書)
	7(修正)特定個人情報・個人情報の取扱いに関する事故等の
	報告書(外部用)
	8 特定個人情報・個人情報保護事件・事故対応報告書(社内用)
	9 特定個人情報および個人情報の開示等請求書

	10 特定個人情報・個人情報問合せ・相談受付票
	11 入室管理台帳
	12 入室管理台帳(管理区域)
	13 退室時確認事項
	14 アクセス権限管理台帳
	15 個人番号報告書
	16個人番号利用目的通知書
	17 業務処理簿
	18 入社連絡票
	19 異動(変更)連絡票
	20 退社連絡票
	21 自己点検計画書
	22 自己点検報告書
審査実施期間	令和2年9月7日から令和2年10月30日までの間
備考	_

2 点検について

以下の観点で点検を行った。

観点	内容	備考
適合性	提出された特定個人情報保護評価の実	平成30年5月21日特定個
	施が、特定個人情報保護評価指針に定め	人情報保護委員会事務局
	る実施手続等に適合して行われている	「特定個人情報保護評価指
	カ	針(特定個人情報保護委員
妥当性	特定個人情報保護評価書に記載されて	会)」の第 10「委員会の関
	いる内容は、この指針に定める特定個人	与」における「審査の観点」
	情報保護評価の目的等(本人のプライバ	に基づき実施
	シー等権利利益の保護) に照らし妥当と	
	認められるか	

特定個人情報保護評価書の特定個人情報保護 評価指針への適合性・妥当性の審査

評価書名: 社会保険労務士事務所 (パターン A 事務所) が委託契約に基づき、労働社会保険諸法令 関係書類に、個人情報を記載して公共職業安定所、日本年金機構及び健康保険組合等に 提出する事務に関する評価書

全体的な事項

審査の観点 主	な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	審査	所見
			箇所	結果	
(1) しきい値判断に 誤りはないか	_		_	_	社会保険労務士事務所は、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられていないが、特定個人情報ファイルを取扱うことから、その保護の重要性に鑑み、特定個人情報保護評価の枠組みを用いて任意に評価をするものである。この特定個人情報保護評価書は、全国社会保険労務士会連合会が社会保険労務士事務所のモデルを設定して作成した「モデル評価書」であり、社会保険労務士事務所が自社の特定個人情報保護評価を実施するに当たり参考にするものである。
		1. 評価実施機関が複数存在し、取りまと			同上
(2) 適切な実施主体	_	めの評価実施機関が評価書を作成・提出	_	_	
が実施しているか。	_	する場合に、取りまとめ以外の全ての評		_	
		価実施機関について記載しているか。			
(3) 公表しない部分 は適切な範囲か。	_			適切	評価書の内容は全て公表することとしている。
(4) 適切な時期に実 施しているか。	_	_	_	適切	前回の特定個人情報保護評価から5年経過する前 に再実施している。
(5) 適切な方法で広					特定個人情報保護評価の枠組みを用いて任意に
く国民の意見を求 め、得られた意見を 十分考慮した上で必 要な見直しを行って いるか。	_	_	-	_	評価を実施するものである。
(6) 特定個人情報保護評価の対象となる 事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められるすべての項目について検討し、記載しているか。	_		l	適切	社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)第2条に規定される事務について、求められる事項がすべて記載されている。
(7) 記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の実施の対象となり、を担当し、これを担当しているを担当となるを軽減させるに責任を負うことができるか。			l	_	この評価書は、全国社会保険労務士会連合会が社会保険労務士事務所のモデルを設定して作成した「モデル評価書」であり、実施主体は個々の社会保険労務士事務所である。
報2 (8)特定個人情報保 取り 護評価の対象となる やっ	ファイルを り扱う事務 その事務に	2. 評価対象の事務全体の概要及びその中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容を具体的に記載しているか。	I 1.	適切	労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務の内容が追記され、事務の内容が漏れなく、具体的に記載されている。
事務の内容の記載はおい	いて使用す	3. 当該システムが実現する機能の名称	I 2.	適切	システム 3(賃金計算関係システム)の「②シス
具体的か。当該事務 るき	システムに	とその概要を具体的に記載しているか。	2		テム」にシステム1及び2と連携する旨が明記さ
における特定個人情しつい	いて、基本		2		れた。
	i l				
	報を具体的 分かりやす	4. 当該システムと情報をやり取りするシステムをすべて記載しているか。	I 2.	適切	関係するシステムが全て記載されている。
載しているか。				適切適切	関係するシステムが全て記載されている。 顧問先従業員の住所、氏名及び生年月日、個人番

審査の観点	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	審査	所見
			箇所	結果	
		であることを、事務の流れに即して具体			作成して管理することにより必要な事務手続き
		的に説明しているか。			が発生した際に手続書類を作成すると事務の流
					れが具体的に記載されている。
		6. 評価対象の事務において特定個人情			手続きに必要な情報を管理することにより、効率
		報ファイルを取り扱うことにより、期待	I 4.	\ \$ [#	的に事務を進めることができるとメリットが具
		されるメリットについて幅広く具体的に	2	適切	体的に記載されている。
		記載しているか。			
		7. 事務に関わる者、事務において使用す			指摘後修正で別添 1 (事務の内容) に労働者災害
		るシステム、事務において取り扱う情報	I	適切	補償保険法に基づく請求に関する事務の内容と
		の流れを具体的に記載しているか。	(別添	1097	使用するシステムが追記された。これにより社会
			1)		保険労務士事務所の事務の内容と情報の流れ及
					びシステムが漏れなく記載された。
(9) 特定個人情報フ					全項目評価書に例示されている各リスクにどの
ァイルを取り扱うプ					ように対応しているかが具体的に記載されてい
ロセスにおいて特定					る。また、「特定個人情報保護評価 5 年経過前の
個人情報の漏えいそ					評価の再実施に係る留意事項について」において
の他の事態を発生さ	_	_	III , IV	適切	示されているポイントについても対応している。
せるリスクを、個人					
情報保護の対象とな					
る事務の実態に基づ					
き、特定しているか。					
		70. 評価書に記載したとおりに運用がな			自己点検については、評価書記載事項の運用状況
(10) 特定されたリ		されていること等について、評価の実態			を1年に1回以上システムログ又は利用実績の記
スクを軽減するため		を担当する部署自らが、どのように自己	IV 1.	適切	録により確認すると具体的に記載されている。ま
に講ずべき措置につ		点検するか具体的に記載しているか。	1		た、定期的に特定個人情報取扱規程に基づいて特
いての記載は具体的					定個人情報の取扱いに関する安全対策及び諸施
か。	⑨特定個人情				策を見直し、改善すると記載されている。
	報ファイルの	71. 評価書に記載したとおりに運営がな			監査については、2年又は3年に1回外部監査を
(11) 記載されたリ	取扱いについ	されていることを等について、どのよう	IV 1.	, 安 1-11	受審すると記載されている。また、外部監査結果
スクを軽減させるた	て自己点検・	に監査するか具体的に記載しているか。	2	適切	や特定個人情報取扱規程等により特定個人情報 の取扱いに関する安全対策及び諸施策を定期的
めの措置は、個人の	監査や従業者				に見直し、改善すると記載されている。
プライバシー等の権	に対する教	72. 特定個人情報を取り扱う従業者等に			従業者がいないため研修は実施していないが、特
利利益の侵害の未然	育・啓発を行	対しての教育・啓発や違反行為をした従			定個人情報管理責任者は、年1回以上、個人情報
防止、国民・住民の信	っているか。	業者等に対する措置について具体的に記	IV 2	適切	保護及び情報セキュリティに関する研修等を受
頼の確保という特定		載しているか。			講すると記載されている。
個人情報保護評価の		73. 国民・住民等からの意見聴取により			
目的に照らし、妥当		得られた意見を踏まえて評価書のどの箇	IV 2 .		
なものか。		所をどのように修正したかを具体的に記		該当なし	
		載しているか。			
(12) 個人のプライ		-			社労士事務所は、委託契約に基づく個人番号関係
バシー等の権利利益					事務及び委任による個人の手続事務における特
の保護の宣言は、国					定個人情報ファイルの取扱いに当り、特定個人情
民・住民の信頼の確					報ファイルの取扱いが委託者の従業員等及び委
保という特定個人情			± 101	\ <u>ਕ</u> ਾਂ [==	任者の個人のプライバシー等の権利利益に影響
報保護評価の目的に	_	_	表紙	適切	を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の
照らし、妥当なもの					漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減
か。					させるために適切な措置を講じ、もって個人のプ
					ライバシー等の権利利益の保護に取り組んでい
					ることを宣言している。

顧問先従業員(被保険者台帳)情報ファイル

審査の観点	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	審査 結果	所見
		8. 対象となる国民・住民の特定人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	II 2 . 3	適切	事務手続きの対象となる顧問先の従業員及び当 該従業員の扶養親族を記録するために必要であ ると記載されている。
		9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。	II 2. 4	適切	識別情報、連絡先等情報、業務関係情報のそれぞ れについて保有する理由が記載されている。
		10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。	II 3. 1)2)4)	適切	①公共職業安定所、年金事務所、健康保険組合等から入手する確認通知・決定通知等は、顧問先従業員(被保険者台帳)情報ファイルの社員番号で個人番号情報(特定個人情報)ファイルと紐づいていることから、これらの機関を「行政機関・独立行政法人等」に記載されており適切である。 ②上記の理由により、「その他」の()内にデータストレージサービス、FAXが記載されているが、上記の理由により、e-Gov、gBizIDも記載されており適切である。 ④委託契約業務を遂行するためと記載しており適切である。
	②特定個人情報 ファイルの取扱 いプロセスの概	11. 特定個人情報の入手の事実及び使用 目的が本人に示されていることを具体	II 3.	適切	特定個人情報の入手の事実、利用目的は委託者である顧問先が本人へ明示していると記載されて
	要(特定個人情	的に記載しているか。	•) <u> </u>	いる。
(8) 特定個人情報保 護評価の対象となる 事務の内容の記載は 具体的か。当該事務に	特定個人情報ファイルの取扱い の委託、特定個 人情報の提供・	12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。	II 3.	適切	特定個人情報の使用目的として3つを記載している。指摘後修正で3つ目の使用目的(労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務)が追記された。
おける特定個人情報 の流れを併せて記載 しているか。		13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。	II 3.	適切	入手した情報をシステムに入力・登録して、間違っていないか突合すると記載されている。
	すく記載しているか。	14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	II 3.	該当 なし	統計分析を行わない。
		15. 特定個人情報を使用することにより 国民の権利利益に影響を与え得る決定 を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	II 3.	該当 なし	
		16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	II 4. ②	適切	委託事項は2つあるが、いずれも特定個人情報ファイルの取扱いを委託する理由が具体的に記載されている。
		17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施す	II 4. ⑤	該当 なし	
		る上で必要な理由を具体的に記載しているか。			~~~ , , +~ , , , + , , , , , , , , , , ,
		18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。	II 4. (8)	適切	委託先から書面による申請に基づき、妥当性を考慮して顧問先の許諾を得た上で書面により許諾を回答することが具体的に記載されている。

審査の観点	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	審査	所見
			箇所	結果	
		19. 提供した特定個人情報が、提供先に	II 5.		提供先として労働基準監督署が追加され、提供先
		おいて、いかなる目的で、どのように使	2	適切	は4か所になったが、いずれも提供先における用
		用されることになるかを具体的に記載) JE 97	途が具体的に記載されている。
		しているか。			
		20. 移転した特定個人情報が、移転先に	II 5.		移転先はない。
		おいて、いかなる目的で、どのように使	2	該当	
		用されることになるかを具体的に記載		なし	
		しているか。			
		21. 特定個人情報の保管場所の態様及び	II 6.		サーバ設置場所、端末設置場所、電子記録媒体保
		保管場所への立入り制限・アクセス制限	1	適切	管場所、紙媒体保管場所のそれぞれの態様と立入
		について具体的に記載しているか。		1097	制限、アクセス制限について具体的に記載されて
					いる。
		22. 特定個人情報の保管期間は妥当であ	II 6.		法定保存期間、委託契約により定められると記載
		るか。また、その理由を具体的に記載し	2	適切	されている。
		ているか。			
		23. 保管期間を経過した特定個人情報を	II 6.		電子データ、紙媒体に分けて消去する方法が具体
		消去する方法を具体的に記載している	3	適切	的に記載されている。
		か。			

個人番号情報(特定個人情報)ファイル

審査の観点	主な考慮事項	主な考慮事項 (細目)	該当	審査	所見
			箇所	結果	
		8. 対象となる国民・住民の特定人情報フ	II 2 .		事務手続きの対象となる顧問先の従業員及び当
		ァイルにおいて保有することが事務を	3	適切	該従業員の扶養親族を記録するために必要であ
		実施する上で必要な理由を具体的に記		7.2.97	ることが記載されている。
		載しているか。			
		9. 主な記録項目について、保有する理由	II 2.	適切	識別情報、連絡先等情報のそれぞれについて保存
		をそれぞれ具体的に記載しているか。	4	1097	する理由が記載されている。
		10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を	II 3.		①顧問先の従業員等の依頼に応じて労働者災害
		具体的に記載しているか。	14		補償保険法に基づく手続が追加されたことを
					受けて、本人又は本人の代理人からも個人番号
				適切	を入手しているので「本人又は本人の代理人」
					に○印を付けており適切である。
					④委託契約業務を遂行するためと記載しており、
					適切である。
		 11. 特定個人情報の入手の事実及び使用	II 3.		特定個人情報の入手の事実、利用目的は委託者で
		目的が本人に示されていることを具体		適切	ある顧問先が本人へ明示していることが記載さ
		的に記載しているか。		75 97	れている。
		12. 特定個人情報を使用する理由を具体	II 3.		特定個人情報の使用目的として3つを記載してい
		的に記載しているか。	6 6		る。指摘後修正で3つ目の使用目的(労働者災害
				適切	補償保険法に基づく請求に関する事務)が追記さ
	②牡ウ畑 1 桂扣				
	②特定個人情報	12 杜宁四十桂却一一人以及到4 之际之	п. о		れた。
		13. 特定個人情報ファイルに記録される	II 3.		入手した情報をシステムに入力・登録して、間違
		情報を他から入手する際の突合の内容、	8)क्रं (वा	っていないか突合することが記載されている。
	要(特定個人情			適切	
(8) 特定個人情報保	報の入手・使用、				
護評価の対象となる	特定個人情報フ	理由を具体的に記載しているか。			
事務の内容の記載は	アイルの取扱い			該当	統計分析を行わない。
具体的か。当該事務に	の委託、特定個	う場合は、その内容を具体的に記載して	(8)	なし	
おける特定個人情報	人情報の提供・	いるか。			
の流れを併せて記載	移転、特定個人		II 3.		_
しているか。	情報の保管・消			該当	
	去)について、具			なし	
	体的に分かりや	-			
	すく記載してい	16. 委託先に当該特定個人情報ファイル	II 4.		委託事項は2つあるが、いずれも特定個人情報で
	るか。	を取り扱わせることが必要な理由を具	2	適切	ァイルの取扱いを委託する理由が具体的に記載
		体的に記載しているか。			されている。
		17. 委託先を国民・住民等が確認できる	II 4.		_
		か否か、確認できる場合はどのように確	(5)		
		認できるか、確認できない場合はそのよ		該当	
		うな取扱いが評価対象の事務を実施す		なし	
		る上で必要な理由を具体的に記載して			
		いるか。			
		18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再	II 4.		委託事項 1, 2 いずれも委託先から書面による申
		委託するに当たって、どのような手続・	8) ** !==	請に基づき、妥当性を考慮して顧問先の許諾を得
		方法によるかを具体的に記載している		適切	た上で書面により許諾を回答することが具体的
		か。			に記載されている。
		19. 提供した特定個人情報が、提供先に	II 5.		提供先として労働基準監督署が追加され、提供外
		おいて、いかなる目的で、どのように使			は4か所になったが、いずれも提供先における用
		用されることになるかを具体的に記載		適切	途が具体的に記載されている。
		しているか。			
		20. 移転した特定個人情報が、移転先に	II 5.		移転先はない。
		おいて、いかなる目的で、どのように使		該当	1/ T4/UIA · & V 0
		用されることになるかを具体的に記載		該ヨ なし	
				なし	
		しているか。 6 / 17			

審査の観点	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	審査	所見
			箇所	結果	
		21. 特定個人情報の保管場所の態様及び	II 6.		サーバ設置場所、端末設置場所、電子記録媒体保
		保管場所への立入り制限・アクセス制限	1	適切	管場所、紙媒体保管場所のそれぞれの態様と立入
		について具体的に記載しているか。		週切	制限、アクセス制限について具体的に記載されて
					いる。
		22. 特定個人情報の保管期間は妥当であ	II 6.		法定保存期間、委託契約により定められることが
		るか。また、その理由を具体的に記載し	2	適切	記載されている。
		ているか。			
		23. 保管期間を経過した特定個人情報を	II 6.		電子データ、紙媒体に分けて消去する方法が具体
		消去する方法を具体的に記載している	3	適切	的に記載されている。
		か。			

賃金計算関係情報ファイル

審査の観点	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	 審査 結果	所見
		8. 対象となる国民・住民の特定人情報フ	II 2 .	和八	事務手続きの対象となる顧問先の従業員及び当
		アイルにおいて保有することが事務を	(3)		該従業員の扶養親族を記録するために必要であ
		実施する上で必要な理由を具体的に記	_	適切	ることが記載されている。
		載しているか。			
		9. 主な記録項目について、保有する理由	II 2.	\	識別情報、連絡先等情報、業務関連情報のそれぞ
		をそれぞれ具体的に記載しているか。	4	適切	れについて保有する理由が記載されている。
		10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を	II 3.		①入手元は「本人又は本人の代理人」としており、
		具体的に記載しているか。	124		適切である。
				適切	②入手方法は、データストレージサービス、FAX
)E 9)	としており、適切である。
					④委託契約業務を遂行するためと記載しており、
					適切である。
		11. 特定個人情報の入手の事実及び使用	II 3.		特定個人情報の入手の事実、利用目的は委託者で
		目的が本人に示されていることを具体	(5)	適切	ある顧問先が本人へ明示していることが記載さ
		的に記載しているか。			れている。
		12. 特定個人情報を使用する理由を具体	II 3.	適切	特定個人情報の使用目的として、賃金計算事務が
		的に記載しているか。	6		記載されている。
		13. 特定個人情報ファイルに記録される	II 3.		入手した情報をシステムに入力・登録して、間違
	②特定個人情報		8)क्ट (ना	っていないか突合することが記載されている。
				適切	
		理由を具体的に記載しているか。 14. 特定個人情報を用いた統計分析を行	II 3.		統計公析を行わる」、
, ,	報の入手・使用、 特定個人情報フ	14. 特定個人情報を用いた税前分析を行う場合は、その内容を具体的に記載して		該当	統計分析を行わない。
	アイルの取扱い		0	なし	
	の委託、特定個	15. 特定個人情報を使用することにより	II 3.		_
	人情報の提供・	国民の権利利益に影響を与え得る決定		該当	
	移転、特定個人			なし	
しているか。	情報の保管・消				
	去)について、具	16. 委託先に当該特定個人情報ファイル	II 4.		委託事項は2つあるが、いずれも特定個人情報フ
	体的に分かりや	を取り扱わせることが必要な理由を具	2	適切	ァイルの取扱いを委託する理由が具体的に記載
	すく記載してい	体的に記載しているか。			されている。
	るか。	17. 委託先を国民・住民等が確認できる	II 4.		_
		か否か、確認できる場合はどのように確	(5)		
		認できるか、確認できない場合はそのよ		該当	
		うな取扱いが評価対象の事務を実施す		なし	
		る上で必要な理由を具体的に記載して			
		いるか。			
		18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再			委託事項 1, 2 のいずれも委託先から書面による
		委託するに当たって、どのような手続・	8)क्ट (वर्ग	申請に基づき、妥当性を考慮して書面により許諾
		方法によるかを具体的に記載している		適切	を回答すると具体的に記載している。また、いず
		か。			れも顧問先の許諾を得ることが記載されており
		19. 提供した特定個人情報が、提供先に	II 5.		適切である。 提供先はない。
		19. 提供した特定個人情報が、提供先に おいて、いかなる目的で、どのように使		該当	1)と
		用されることになるかを具体的に記載		該ヨ なし	
		しているか。		, d U	
		20. 移転した特定個人情報が、移転先に	II 5.		移転先はない。
		おいて、いかなる目的で、どのように使		該当	12 page 6 - 0
		用されることになるかを具体的に記載		なし	
1		しているか。			

審査の観点	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	審査	所見
			箇所	結果	
		21. 特定個人情報の保管場所の態様及び	II 6.		サーバ設置場所、端末設置場所、電子記録媒体保
		保管場所への立入り制限・アクセス制限	1	適切	管場所、紙媒体保管場所のそれぞれの態様と立入
		について具体的に記載しているか。		週切	制限、アクセス制限について具体的に記載されて
					いる。
		22. 特定個人情報の保管期間は妥当であ	II 6.		法定保存期間、委託契約により定められることが
		るか。また、その理由を具体的に記載し	2	適切	記載されている。
		ているか。			
		23. 保管期間を経過した特定個人情報を	II 6.		電子データ、紙媒体に分けて消去する方法が具体
		消去する方法を具体的に記載している	3	適切	的に記載されている。
		か。			

プロセスにおけるリスク対策

審査の観点	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	審査 結果	所見
		24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	間 2 . リスク 1	適切	「入社連絡票」等により入手根拠となる委託業務 及び対象者を明確にし、その対象者のみに係る特 定個人情報を顧問先又は従業員本人から入手す る方法を用いると共に委託を受ける社会保険労 務士が当該連絡票等をチェックすることにより 入手時に対象者以外の情報が含まれていないこ とを確認していること等が具体的に記載されて いる。
		25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	Ⅲ2. リスク 1	適切	必要のない情報を記載できない「入社連絡票」を使うことで、顧問先又は従業員本人から必要な情報以外を入手できなくすると共に委託を受ける社会保険労務士が当該連絡票をチェックすることで入手時に必要な情報以外が含まれていないことを確認していること等が具体的に記載されている。
(10)特定されたリス		26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	III 2. リスク 2	適切	顧問先との契約に際して、利用目的の通知と本人 確認が確実に励行されていることを確認するこ とにより不適切な方法で入手が行われるリスク を回避していることが具体的に記載されている。
クを軽減するために 講ずべき措置につい ての記載は具体的か (11)記載されたリス クを軽減させるため の措置は個人のプラ イバシー等の権利利 益の侵害の未然防止、	③のてりるきにか対人の妥特入、スた措記。策情目当にさ軽講具てさ特護照のない。減ず体いれ定評らか。	27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	III 2. リスク 3	適切	顧問先から入手する個人番号は、「個人番号報告書」の様式にて顧問先で本人確認済みであることを確認し、入手する。また、従業員本人から直接入手する場合は、委託を受ける社会保険労務士がマイナンバーカード又は通知カード等の提示を受け本人確認を行い、個人番号を入手すると記載されている。また、通知カードの場合は他に本人の写真が掲載されている運転免許証、旅券等の写真付身分証明書を併せて確認する。
国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目標に照らし、妥当なものか。		28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	III 2. リスク 3	適切	「個人番号報告書」又は通知カード、マイナンバーカードのコピー等にて個人番号の真正性確認が出来る手段をとっていることが具体的に記載されている。
		29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	III 2. リスク 3	適切	顧問先にて、定期的(年1回程度)に確認が行われ、変更があった場合は「個人番号報告書」にて、変更後の個人番号等を入手出来る手段をとり、また入力誤りを防止するため入力した内容を出力してチェックを行うこと等が具体的に記載されている。
		30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	III 2. リスク 4	適切	入手の手段・方法ごとに特定個人情報が漏えい・ 紛失するリスク対策が記載されている。また、入 手する確認通知や決定通知に個人番号が含まれ ていなくても、それらを登録した「被保険者台帳 情報ファイル」が社員番号をキーにして「個人番 号情報ファイル」と結び付いているため、e-Gov、 gBizID についても同様の措置を講ずることとし ている。
		31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	III 2. その他 のリス ク	該当 なし	該当なしと記載されている。

審査の観点	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当 箇所	審査 結果	所見
		32. 宛名システム等において、特定個人	III 3.	州山木	個人番号管理システムへのログイン時の認証に
		情報が、使用目的を超えて取り扱われな	リスク		よる使用者の特定に加えて特定の業務端末だけ
		いよう、また、評価対象の事務に必要の	1		が特定個人情報ファイルにアクセスすることが
		ない情報と併せて取り扱われないよう、			できるようにアクセス制御していること等が具
		講じている対策を具体的に記載してい		適切	体的に記載されている。
		るか。記載された対策は、特定個人情報			
		保護評価の目的に照らし、妥当なもの			
		か。			
		33. 事務で使用するその他のシステムに	III 3.		当該事務に不要な内容は保持していないため必
		おいて、特定個人情報が、使用目的を超	リスク		要のない情報との紐付けは行われないことが具
		えて取り扱われないよう、また、評価対	1		体的に記載されている。
		象の事務に必要のない情報と併せて取)क्ट Lan	
		り扱われないよう、講じている対策を具		適切	
		体的に記載しているか。記載された対策			
		は、特定個人情報保護評価の目的に照ら			
		し、妥当なものか。			
		34. 特定個人情報にアクセスする際の認	III 3.		ユーザID及びパスワードによる認証、6か月に
		証を行う場合は、特定個人情報にアクセ	リスク		1回パスワード変更を行うこと、使用できる端末
		スするユーザの認証方法、なりすましが	2		を特定の業務端末のみに限定していること等な
	④特定個人情報	行われないために講じている対策につ		適切	りすましが行われないために講じている対策が
	の使用につい	いて具体的に記載しているか。記載され			具体的に記載されている。
	て、特定された	た対策は、特定個人情報保護評価の目的			
	リスクを軽減す	に照らし、妥当なものか。			
	るために講ずべ	35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者	III 3.		特定個人情報を操作できる担当者は自分1人しか
	き措置を具体的	が正当なユーザであることを確認する	リスク		いないため発効・失効の管理は行っていない。
	に記載している	ための情報の発効・失効の管理について	2	適切	
	か。記載された	具体的に記載しているか。記載された対		<i>7</i> 2 <i>7</i> 3	
	対策は、特定個	策は、特定個人情報保護評価の目的に照			
	人情報評価の目	らし、妥当なものか。			
	的に照らし妥当	36. アクセス権限の発効・失効の管理を	III 3.		同上
	なものか。	行う者による当該管理の適正性につい	リスク		
		てチェックをしている内容を具体的に	2	適切	
		記載しているか。記載された対策は、特			
		定個人情報保護評価の目的に照らし、妥			
		当なものか。	III O		
		37. 特定個人情報の入手から消去までの	III 3.		ログインIDにより、誰が、いつ、どの端末で、
		各過程において、特定個人情報ファイルの思想	リスク		誰の情報を取り扱ったか記録し、その記録は3年
		の取扱い記録やアクセスの失敗の記録	2		間保存すると記載されている。また、特定個人情報の異なる。
		等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、			報取扱規程に基づき、特定個人情報のアクセスログについて分析・確認し、その結果は特定個人情
				適切	
		残していなくても権限のない者による 不正な使用を防止できる理由を具体的			報管理責任者に報告していると記載されている。
		不正な使用を防止できる埋田を具体的 に記載しているか。記載された対策は、			
		特定個人情報保護評価の目的に照らし、			
		存足個人情報休護計画の目的に照らし、 妥当なものか。			
		38. 従業者が特定個人情報ファイルを事	III 3.		従業者が存在しないため、リスクの発生はしない
		30. 促来有が付足個人情報ファイルを事	リスク		が、家族のリスクを認識し、機器や書類に、容易
		を具体的に記載しているか。記載された	3	適切	に使用できない様に、入室制限やアクセス制御等
		対策は、特定個人情報保護評価の目的に		N=3/J	を実施していること等が具体的に記載されてい
		照らし、妥当なものか。			る。
		<u> </u>			♥ 0

審査の観点	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	審査 結果	所見
		39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	III 3 . リスク 4	適切	従業者が存在しないが、念のために特定個人情報 ファイルを電子記録媒体に複製する場合やサー バから業務端末にダウンロードする場合の操作 ログを取得し、分析・確認をしていること等が具 体的に記載されている。
		40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	III 3. その他 のリス ク	適切	自宅で業務を行う場合、執務室への入室制限等、 家族に対するリスクを認識し、事前に家族に対す るセキュリティ教育(説明等)を行うこと、顧問 先に書類等を持参・送付・送信するときは授受記 録を残し、肌身離さず携行すること、記録が残る 送付手段を利用すること、又は電子データの暗号 化・パスワード保護を行うこと等の必要なリスク 対策が記載されている。
		41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	III 4. 情報管 理体制	適切	委託先を決定する際にプライバシーマークの取得、ISMS認証取得又は同等の要件を満たすか確認すること等が具体的に記載されている。
		42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	III 4. 閲覧者 の制限	適切	委託契約書において要員名簿の提出と変更時に おける報告・更新を義務付けて、特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を制限していること等が 具体的に記載されている。
	⑤特定個人情報 の委託につれた リスを軽減する とこれた リスた が。記載すべ的 に記載している か。記載された	43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	III 4 . 記録	適切	溶解処理の証明書、マニュフェスト、業務完了報告書の記録を受領すること等が具体的に記載されている。
	対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報評価の目的に照らし、妥当なものか。	III 4. 提供ル ール	適切	委託先等から他者への特定個人情報の提供は一切認めないことを契約書上明記して、必要があれば当事務所が現地調査を行うことも可能とすること、遵守状況の確認については、業務報告書、実施報告書にて行うこと等が具体的に記載されている。
		45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	Ⅲ4. 消去ル ール	適切	委託契約時等に、提供資料の返還、 情報の消去、 立入検査等を明記した契約を締結して、溶解処理 の証明書、マニュフェスト、業務完了報告書等の 記録を受領して消去されたことを確認すること 等が具体的に記載されている。

審査の観点	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	審査	所見
			箇所	結果	
		46. 委託先と締結する委託契約における	III 4.		委託契約における特定個人情報ファイルの取扱
		特定個人情報ファイルの取扱いに関す	委託契		いに関する規定に「特定個人情報の適正な取扱い
		る規定について具体的に記載している	約書中	適切	に関するガイドライン (事業者編)」の「第4-2
		か。記載された対策は、特定個人情報保	の規定		-(1) 委託の取扱い」で定めた契約条項が記載さ
		護評価の目的に照らし、妥当なものか。			れている。
		47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再	III 4.		委託契約時に、「再委託」に関するセキュリティ要
		委託している場合、再委託先での適正な	再委託		件を明記した契約を締結し、書面による許諾のな
		取扱いの確保のために行っている措置			い再委託を禁止すると共に委託者である社会保
		について具体的に記載しているか。記載		適切	険労務士事務所と最初の委託者である顧問先の
		された対策は、特定個人情報保護評価の			許諾を得ること、再委託先においては、委託先と
		目的に照らし、妥当なものか。			同等の安全管理措置を行うこと等が具体的に記
					載されている。
		48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委	III 4.		該当なしと記載している。
		託において、その他のリスク及びそれら	その他	該当	
		のリスクへの対策について記載はある	のリス	なし	
		か。	ク		
		49. 特定個人情報の提供又は移転の記録	III 5.		特定個人情報の提供に関するルールを定め、業務
		を残している場合は、その記録の内容や	リスク		処理簿にて記録をしていることが記載されてい
		記録方法、保存期間等を具体的に記載し	1		る。ルールは、「マイナンバー対応ハンドブック」、
		ているか。また、記録を残していない場		_	「特定個人情報取扱規程」に規定されている。
		合は特定個人情報が不正に提供又は移		適切	なお、移転はしていない。
		転されることを防止できる理由を具体			
		的に記載しているか。記載された対策			
		は、特定個人情報保護評価の目的に照ら			
		し、妥当なものか。			
		50. 特定個人情報の提供・移転に関する	III 5.		特定個人情報保護規程に基づいて、提供・移転を
	⑥特定個人情報	ルールを定めている場合は、ルールの内	リスク		行うこととしている。
	の提供・移転に	容やルール遵守の確認方法を具体的に	1	適切	
	ついて、特定さ	記載しているか。記載された対策は、特			
	れたリスクを軽	定個人情報保護評価の目的に照らし、妥			
	減するために講	当なものか。	III 5		
	ずべき措置を具	51. 特定個人情報の提供・移転する際に、	III 5.		利用システムごとに ID とパスワードによる認証
	体的に記載して	情報漏えいや紛失のリスク軽減するた	リスク		及びアクセス制御を実施し、不適切な方法で特定
	いるか。記載さ	めの措置や提供先・移転先における特定	2		個人情報がやり取りされることを防止している
	れた対策は、特	個人情報の使途が法令に基づく適切な ものであることを確認するための措置		,吳1 <u>山</u>	こと、また書類を行政機関等へ提出する際には、
	定個人情報保護			適切	書類が外部から見えないように、ファスナー付き
	評価の目的に照	を具体的に記載しているか。記載された対策は、特字個人情報促講評価の目的に			鞄等で移動するなどして、安全に移送していることを必要ない。 おおいまない おおいまません おおいままません おおいままません おおいまままます おおいまままます おおいまままます おおいまままます おおいままままます おおいまままます おおいまままます おおいまままます おおいまままます おおいまままます おおいままままままままます おおいまままままままままままます おおいまままままままままままままままままままままままままままままままままま
	らし、妥当なも	対策は、特定個人情報保護評価の目的に			と等が具体的に記載されている。なお、提供先は
	のか。	照らし、妥当なものか。			行政機関であり、用途は法令に基づくものである ことが明白である。
		52. 誤った特定個人情報を提供・移転す	III 5.		
		52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転するこ	Ⅲ5. リスク		紙媒体、電子記録媒体、通信ネットワーク(e- Govg、gBizID)の提供方法毎に、誤った特定個人
		とを防止する措置を具体的に記載して			情報を提供することや誤った相手に提供するこ
		いるか。記載された対策は、特定個人情	J	適切	とを防止する措置が具体的に記載されている。
		報保護評価の目的に照らし、妥当なもの			このカエッツ旧国かが仲山に町駅でもしている。
		一般体設計画の目的に照りし、女当なもの か。			
		53. 特定個人情報の提供・移転において、	III 5.		書類を行政機関等へ提出する際には、書類が外部
		その他のリスク及びそれらのリスクへ	m 5. その他		から見えないようにファスナー付き鞄等で移動
		の対策についての記載はあるか。	のリス	適切	すること、肌身離さず携行すること、など安全に
		A HOTAINS S A NO	ク		移送することが記載されている。

審査の観点	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	審査	所見
			箇所	結果	
		54. 情報提供ネットワークシステムを通	III 6.		_
		じて特定個人情報を入手する際に、目的	リスク		
		外の入手が行われないために講じてい	1	該当	
		る措置を具体的に記載しているか。記載		なし	
		された対策は、特定個人情報保護評価の			
		目的に照らし、妥当なものか。			
		55. 情報提供ネットワークシステムを通	III 6.		_
		じて特定個人情報を入手する際に、特定	リスク		
		個人情報の安全が保たれない不適切な	2		
		方法で特定個人情報を入手しないため		該当	
		に講じている対策を具体的に記載して		なし	
		いるか。記載された対策は、特定個人情			
		報保護評価の目的に照らし、妥当なもの			
		か。			
		56. 情報提供ネットワークシステムを通	III 6.		_
		じて特定個人情報を入手した後、その情			
		報の正確性を保つために講じている措		該当	
		置を具体的に記載しているか。記載され	3	なし	
	⑦情報提供ネッ	た対策は、特定個人情報保護評価の目的		<i>7</i> 4 <i>C</i>	
		に照らし、妥当なものか。			
			ш		
	ムとの接続につ				
	いて、特定され			=+ \//	
	たリスクを軽減	漏えいや紛失のリスクを軽減するため	4	該当	
	するために講ず	に講じている措置を具体的に記載して		なし	
	るべき措置を具	いるか。記載された対策は、特定個人情			
	体的に記載して	報評価の目的に照らし、妥当なものか。			
	いるか。記載さ	58. 情報提供ネットワークシステムを通	III 6.		
	れた対策は、個	じて提供する際に、特定個人情報の不正	リスク		
	人情報保護評価	な提供が行われるリスクを軽減するた	5	該当	
	の目的に照ら	めに講じている措置を具体的に記載し		なし	
	し、妥当なもの	ているか。記載された対策は、特定個人			
	か。	情報保護評価の目的に照らし、妥当なも			
		のか。			
		59. 情報提供ネットワークシステムを通	III 6.		_
		じて提供する際に、特定個人情報の提供	リスク		
		方法が不適切とならないように講じて	6	該当	
		いる措置を具体的に記載しているか。記		なし	
		載された対策は、特定個人情報保護評価			
		の目的に照らし、妥当なものか。			
		60. 情報提供ネットワークシステムを通	III 6.		
		じて提供する際に、誤った特定個人情報	リスク		
		を提供することや、誤った相手に提供す	7	三 字 717	
		ることを防止するために講じている措		該当	
		置を具体的に記載しているか。記載され		なし	
		た対策は、特定個人情報評価の目的に照			
		らし、妥当なものか。			
		61. 情報提供ネットワークシステムとの	III 6.		_
		接続に伴うリスクについて、その他のリ	その他	該当	
		スク及びそれらのリスクへの対策につ	のリス	なし	
		いての記載はあるか。	ク	J. 5	
	⑧特定個人情報	62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損	III 7.		 サーバ設置場所、端末設置場所、電子記録媒体保
	の保管・消去に	を防ぐために行っている物理的な対策	リスク		管場所、紙媒体保管場所のそれぞれについて物理
	ついて、特定さ	について具体的に記載しているか。記載	1(5)	適切	的対策(立入制限、アクセス制限等)が具体的に
	れたリスクを軽	された対策は、特定個人情報保護評価の	1.0	ACT 9/J	司列泉(立人制成、アクセス制成等)が具体的に記載されている。
	減するために講	目的に照らし、妥当なものか。			HU-PA CAUCATO
	似りるために調	ロ川に思りし、女ヨなものか。			

審査の観点	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	審査 結果	所見
	よりを併品を日	(2) 杜宁阳【桂却亦思之)。 诸州 [即4]	箇所 W 7	柏米	マタンマ制御・マタンマ老の鎌田も翌年、周辺と
	ずべき措置を具	63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損	III 7.		アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部か
	体的に記載して	を防ぐために行っている技術的な対策	リスク	ंद्रं जि	らの不正アクセス等の防止、情報漏えい等の防止
	いるか。記載さ	について具体的に記載しているか。記載	16	適切	等の技術的対策が具体的に記載されている。
	れた対策は、特	された対策は、特定個人情報保護評価の			
	定個人情報保護	目的に照らし、妥当なものか。			5W (I.).
	評価の目的に照	64. 過去3年以内に発生したすべての重	III 7.		発生なし。
	らし、妥当なも	大事故の内容、原因、影響、重大事故発	リスク	=+ \1,	
	のか。	生時への対応等について具体的に記載	19	該当	
		しているか。記載された対策は、特定個		なし	
		人情報保護評価の目的に照らし、妥当な			
		ものか。			
		65. 重大事故を受けて策定・実施した再	III 7.		発生なし。
		発防止策の内容について具体的に記載	リスク	該当	
		しているか。記載された対策は、特定個	19	なし	
		人情報保護評価の目的に照らし、妥当な			
		ものか。			
		66. 死者の個人番号を保管している場合	III 7.		生存者の情報と同様に、安全管理措置を実施して
		は保管方法を具体的に記載しているか。	リスク	適切	いると記載されている。
		記載された対策は、特定個人情報保護評	1100		
		価の目的に照らし、妥当なものか。			
		67. 特定個人情報を最新の状態で保管す	III 7.		住所や氏名等の変更については届出の都度、新た
		るために行っている措置を具体的に記	リスク		な情報を上書きし最新の情報で管理していると
		載しているか。記載された対策は、特定	2	適切	記載されている。
		個人情報保護評価の目的に照らし、妥当			
		なものか。			
		68. 保管期間を経過した特定個人情報を	III 7.		期間を経過した情報の削除についてはシステム
		適切な時に安全かつ確実に消去できる	リスク		プログラムを作成して削除処理を行うこと、申請
		手続・体制・手法になっているか等につ	3		書及び届出書等の紙媒体についてはシュレッダ
		いて具体的に記載しているか。記載され		適切	ーによる細断もしくは外部業者による溶解処理
		た対策は、特定個人情報保護評価の目的)E 9)	を行うこと、が記載されている。また、電子記録
		に照らし、妥当なものか。			媒体及び特定個人情報等が記録された機器(サー
					バやパソコンの HDD 等)を廃棄する際は、復元
					不可能な手段を採用することが記載されている。
		69. 特定個人情報の保管・消去において、	III 7.		自宅兼事務所の場合、家族が間違って書類を廃棄
		その他のリスク及びそれらのリスクへ	その他	भ्रद्ध धना	しないように、執務室内は、整理整頓し、書類を
		の対策についての記載はあるか。	のリス	適切	放置しないようにすること等が記載されている。
			ク		

その他のリスク対策

審査の観点	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当	審査結果	所見
(10)特定されたというでは、は、このでは、は、このでは、は、このでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	⑨特取合性でであるでであるでであるでであるでであるでであるでであるでであるでであるでであるでであるでであるでであるでであるでであるでであるでであるでであるでであるでであるでであるでであるでであるでであるでであるでであるでであるでであるでであるでであるでであるでであるでであるでであるでであるでであるでであるでであるでであるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできるできる<l>できるできるできるできるできるできる<</l>	70. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、評価の実施を担当する部署自らが、どのように自己点検するか具体的に記載しているか。	IV 1. ①	適切	自己点検については、評価書記載事項の運用状況を1年に1回以上システムログ又は利用実績の記録により確認することが具体的に記載されている。また、定期的に特定個人情報取扱規程に基づいて特定個人情報の取扱いに関する安全対策及び諸施策を見直し、改善することが記載されている。
		71. 評価書に記載とおりに運用がなされていること等について、どのように監査するか具体的に記載しているか。	IV 1. ②	適切	監査については、2年又は3年に1回外部監査を 受審することが記載されている。また、外部監査 結果や特定個人情報取扱規程等により特定個人 情報の取扱いに関する安全対策及び諸施策を定 期的に見直し、改善することが記載されている。
		72. 特定個人情報を取り扱う従業者等に対しての教育・啓発や違反行為をした従業者等に対する措置について具体的に記載しているか。	IV 2.	適切	従業者がいないため研修は実施していないが、特定個人情報管理責任者は、年1回以上、個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修等を受講することが記載されている。
		その他のリスク対策	IV 3.	適切	「影響範囲の特定」の以下の手順が追記された。 i.被害拡大防止策の検討 ii.事実関係の調査及び原因の究明 iii.影響範囲の特定 iv.再発防止策の検討・実施
		73. 国民・住民等からの意見聴取により得られた意見を踏まえて評価書のどの箇所をどのように修正したかを具体的に記載しているか。	VI 2.	該当なし	
	⑩実な対たすべ的るた個価したの機関や特クめ置載記は報的となるを指記。策情的当な情報になるになります。は、保になるは、保になるは、保にない、は、保にない、は、保にない、は、保にない、は、保にない、は、保にない、は、は、保にない、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は		Ш3.	適切	パターン A 事務所(事務取扱担当者1人)における固有のリスクと対策が以下の通り記載されている。 ・従業者が存在しないため、リスクの発生はしないが、家族のリスクを認識し、機器や書類に、容易に使用できない様に、入室制限やアクセス制御等を実施している。 ・自宅で業務を行う場合、執務室への入室制限等、家族に対するリスクを認識し、事前に家族に対するセキュリティ教育(説明等)を行っている。

総評

•全体的事項

社会保険労務士事務所は、特定個人情報保護評価の実施が義務付けられていないが、顧問先従業員等の特定個人情報を取扱うことから、その保護の重要性に鑑み、特定個人情報保護評価の枠組みを用いて任意に特定個人情報保護評価を実施している。この度、前回の平成27年の評価から5年が経過するので特定個人情報保護評価を再実施しているが、個人情報保護委員会の「特定個人情報保護評価5年経過前の評価の再実施に係る留意事項について」において示されているポイントについても本評価書で対応している。また、平成28年1月から労災年金の請求にマイナンバーの記載が必要になったことから労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務も評価の対象にした。

特定個人情報保護評価の対象となる社会保険労務士事務所の事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる項目について検討し、記載していることを確認した。

・本評価書に固有な事項

本評価書は、パターン A (事務取扱担当者 1 人/特定個人情報ファイルを事務所内で保管)のケースであるが、従業者は一人であり、自宅で業務を行う場合は、執務室への入室制限のほか機器や書類が容易に使用できないようにアクセス制限すること、家族に対するセキュリティ教育(説明等)を行うこと、など必要な安全管理措置が記載されていることを確認した。

• 特記事項

特に、個人情報として入手し、評価対象の事務の実施において個人番号と結び付き特定個人情報となる場合についても、その個人情報を特定個人情報と同等に取扱うことが求められているので、注意して頂きたい。個人情報保護委員会の「特定個人情報保護評価書 記載要領」の「II 特定個人情報ファイルの概要」「3. 特定個人情報の入手・使用」を確認していただくことをお勧めします。

・今後の課題

本評価書で記載されたリスク対策は、実施が求められるので、「マイナンバー対応ハンドブック」、「特定個人情報取扱規程」等に漏れなく反映され、 自己点検でも実施状況を確認する必要がある。別紙「規程類の改定について」に必要な事項を一部記載しているので、参考にして頂きたい。

以上